

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和8年2月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500105 号
厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2500020 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における令和 5 年 7 月 25 日の標準賞与額を 25 万円に訂正することが必要である。

令和 5 年 7 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る令和 5 年 7 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 5 年 7 月 25 日

請求期間において、A 事業所から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付（年金額）の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の請求期間に支給された賞与については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 7 年 9 月 30 日（受付）に、A 事業所から年金事務所に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

2 A 事業所から提出された請求者に係る令和 5 年の「賞与明細一覧表」により、請求者は、A 事業所から請求期間において 25 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額を 25 万円に訂正し、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の令和 5 年 7 月賞与に係る賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 7 年 9 月 30 日に年金事務所に提出し、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めているとともに、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っていないことから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、請求者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定され、当該ただし書の規定の適用に当たっては、厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領（以下「認定基準」という。）により、請求者が代表取締役等の役員であることに加えて、虚偽の届出に対する共謀の事実や、経理や厚生年金保険に係る事務に影響力を持っていたか否か等を考慮して、当該事務への関与、影響力等に応じて総合的な判断を行うこととされている。

この点に関して、A 事業所に係る商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間当時、A 事業所の役員であったことが確認できるところ、請求者は、自身の業務内容について、B 業務全般を行っており、社会保険事務を担当していなかった旨回答し、A 事業所は、請求者の役員としての業務は C 業務等であり、請求者が社会保険事務に関して権限、影響力を有する立場にはなかった旨回答している。

これらの事情に照らし、上記認定基準により総合的に判断すると、請求者は厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定には該当しないとするのが妥当である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2500073 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2500006 号

第 1 結論

昭和 56 年 4 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 4 月から昭和 60 年 3 月まで
短期大学を卒業後、専門学校に在学していたときに、父の意向で国民年金に加入した。

専門学校在学中は父親が、卒業後は自分が、金融機関の支店の窓口で毎月保険料を納付していたが、年金の記録では請求期間が未納となっているので、調査の上、納付済みの記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、専門学校に在学していた昭和 56 年 4 月頃に父親が A 町役場（B 郡 A 町は昭和 60 年 * 月 * 日に C 市に編入合併され、現在は C 市 D 区 A 町）で請求者の国民年金の加入手続きを行い、専門学校在学中は父親が、卒業後は自分が、金融機関の支店の窓口で納付書に現金を添えて毎月定期的に保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、C 市が管理していた請求者に係る国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）、同市の回答及び国民年金手帳記号番号払出管理簿から、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）「*」は昭和 60 年 3 月 5 日に B 郡 A 町を管轄する社会保険事務所（当時）から同町に払い出されていることが確認できる上、当該記号番号が記載されている被保険者名簿は C 市 D 区において昭和 60 年 4 月 26 日に作成されていることが確認できる。また、請求者の記号番号の前後の記号番号が付与された被保険者の資格取得年月は昭和 60 年 4 月であることから、請求者に係る国民年金の加入手続きは昭和 60 年 4 月頃に C 市 D 区で行われ、請求者が 20 歳に到達した昭和 55 年 * 月 * 日（その後、請求者が専門学校に入学したとされる昭和 56 年 4 月 1 日に変更処理されている。）に遡って強制加入被保険者として資格を取得したものと認められ、請求者が主張する加入手続きの時期と相違している。

また、被保険者名簿においては、昭和 60 年 4 月以降、保険料の納付が記録されているものの、昭和 55 年度から昭和 59 年度の欄には保険料が納付された記録を確認することはできない。

さらに、請求者はこれまでに交付された年金手帳は 1 冊であり、当該年金手帳を現在も所持している旨陳述しているところ、請求者が提出した年金手帳の写しの最初の住所欄には、「C 市 D 区」と記載されており、当該記載は上記加入手続の時期（昭和 60 年 4 月頃）と整合している。また、当該年金手帳の写しにおいて請求者が主張する時期に A 町役場で加入手続が行われたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に対して、上記記号番号のほかに別の記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

なお、上記加入手続が行われるまでは、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、納付書が発行されることはなく、上記加入手続が行われた時点（昭和 60 年 4 月頃）において、請求期間のうち、昭和 56 年 4 月から昭和 57 年 12 月までの期間の保険料は納期限から 2 年を経過し保険料の徴収権が時効により消滅しているため納付することはできず、昭和 58 年 1 月から昭和 60 年 3 月までの期間の保険料については、過年度保険料として遡って納付することは可能であったものの、請求期間に係る保険料について、請求者の主張は 1 年分の納付書がまとめて送られてきており、その納付書に現金を添えて毎月定期に納めていたとするものであり、請求者から請求期間に係る保険料を遡って納付した旨の陳述もない。

加えて、請求者の国民年金への加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父親は既に死亡している上、請求者及び請求者の父親がその支店の窓口で請求期間に係る国民年金保険料を納付していたとする E 金融機関（当時は、F 金融機関）に照会しても、10 年の保存期間が経過しているとして請求期間の国民年金保険料を納付したかどうかを確認できる資料は残っていない旨を回答していることから、請求者の請求期間に係る保険料の納付状況について確認することはできない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。